

当行の考え方

■ コーポレート・ガバナンス

〈コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方〉

当行は、企業の公共性、透明性を高め、ひいては地域社会や株主、お取引先の信任を得る為に、コーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化と一層の情報開示を経営上の重要課題として取り組んでおります。

〈コーポレート・ガバナンス体制の概要〉

当行は、取締役会を「株主総会の負託により経営の執行を行う最高意思決定機関」としております。

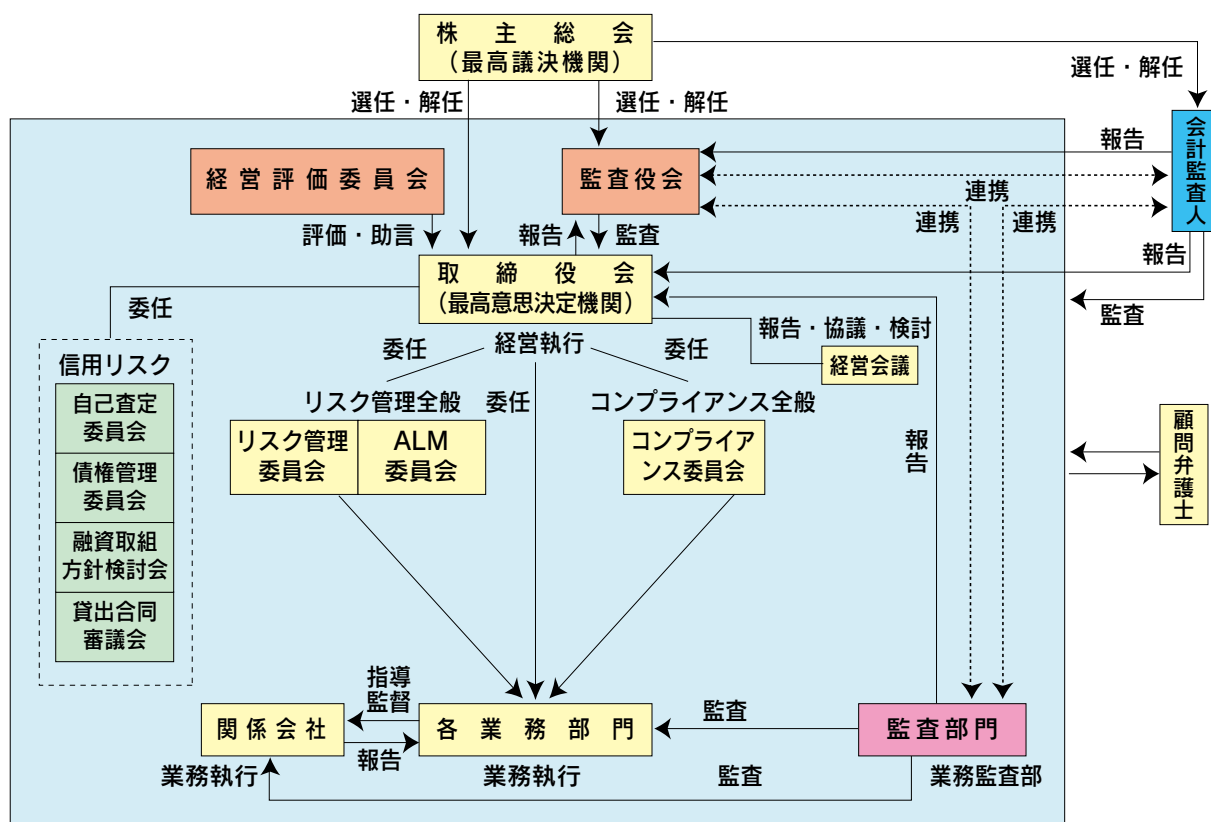
その執行状況を確認するために監査役会を設置しております。監査役は、取締役会などの重要な会議に出席して、意思決定のプロセスならびに業務執行状況の経営監視を行っており、経営に対する中立的な監視機能が十分に発揮できる体制が構築できていると考えております。

また、取締役会は当行の内規に基づき、様々な業務を各種委員会、及び各業務部門に委任しておりますが、その執行状況を監視する内部監査部門として、業務監査部を配置し、相互牽制を行っております。

これに会計監査人による外部監査を加えた“三様監査体制”を、当行のコーポレート・ガバナンスの基本としております。

さらに、経営に対する評価の客観性を確保する観点から、社外の有識者で構成され、取締役会に対して当行の経営戦略及び方針に対する客観的評価・助言を行う経営評価委員会を設置しております。

■ 企業統治(ガバナンス)体制図



当行の考え方

■ 内部統制システム構築の基本方針

〈取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制〉

- ①法令等の遵守をあらゆる企業活動の前提とし、代表取締役が繰り返し取締役及び使用人に伝えることにより徹底する。
- ②コンプライアンス基準等を、取締役及び使用人が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
- ③コンプライアンス委員会において、コンプライアンスに関する事項を審議・決定する。
- ④事業年度ごとに、コンプライアンス委員会において「コンプライアンス・プログラム」を策定し、実施状況をフォローアップすることによりコンプライアンスを徹底する。
- ⑤経営企画部を主担当部とし、本部各部及び営業店にコンプライアンス担当者を配置して、コンプライアンスに関する情報を一元的に管理する。
- ⑥取締役及び使用人を対象としたコンプライアンス研修、全店統一勉強会等を実施する。
- ⑦事故防止のため職員の人事ローテーションや連続休暇制度を実施する。
- ⑧コンプライアンス基準に基づき、取締役及び使用人が法令上疑義のある行為等を直接情報提供することについて、取締役及び使用人の全てに周知する。
- ⑨財務報告の適切性を確保するために、経営企画部リスク統括グループを主担当部署として、必要な内部統制体制を構築する。
- ⑩社会秩序や健全な企業活動を脅かす反社会的勢力および団体とは一切関係を持たず、毅然とした態度で対応する。

〈取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制〉

- ①取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し保存する。
- ②取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

〈損失の危険の管理に関する規程その他の体制〉

- ①各種リスクの管理体制、リスク管理方針・計画、リスクの測定・評価・管理、報告、検査および問題点の是正等を定めたリスク管理基準に基づき、リスク管理体制を強固なものにする。
- ②各種リスクの管理担当部は、リスク管理の状況をリスク管理委員会へ報告し、リスク管理委員会において管理及び対策等を協議・決定する。リスク管理の運営・統括は経営企画部が行う。
- ③内部監査部門は、内部監査計画に基づいて各部署のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取り締り会へ報告する。

〈取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制〉

- ①事務分掌・取締役会規程等に基づき、取締役の職務執行の効率化を図る。
- ②コンプライアンスに関する諸問題については、コンプライアンス委員会において審議したうえで、取締役会に付議する。

〈当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制〉

- ①連結子会社等管理規程に基づき、子会社等の重要な業務の決定を当行が管理するとともに、子会社等から適時に業務の状況の報告を受ける。
- ②子会社等のコンプライアンス体制、リスク管理体制及び情報管理体制については、経営企画部が指導・監督し、子会社等を含めた当行のグループ全体として、適正な体制が確保されるようにする。
- ③内部監査部門は、当行及び子会社等の内部監査を実施し、その結果を取締り会へ報告する。

〈監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項〉

- ①監査役の職務を補助すべき使用人については、監査役会と協議のうえ、必要な人員を監査役室に配置する。
- ②監査役室に所属する使用人は、他部署の役職員を兼務せず、監査役以外の者からの指揮命令を受けない。
- ③監査役室に所属する使用人の任命及び異動については、あらかじめ監査役会の意見を聴取し、これを尊重する。

〈取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制〉

- ①取締役及び使用人が法令等の違反行為、当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実等の情報を得たときは、コンプライアンス基準に基づき監査役へ報告することができることを、取締役及び使用人の全てに周知する。

〈その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制〉

- ①監査役会規程及び監査役監査基準に基づき、監査役監査が実効的に行われることを確保する。
- ②代表取締役は、監査役会と定期的に、当行が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換をする。

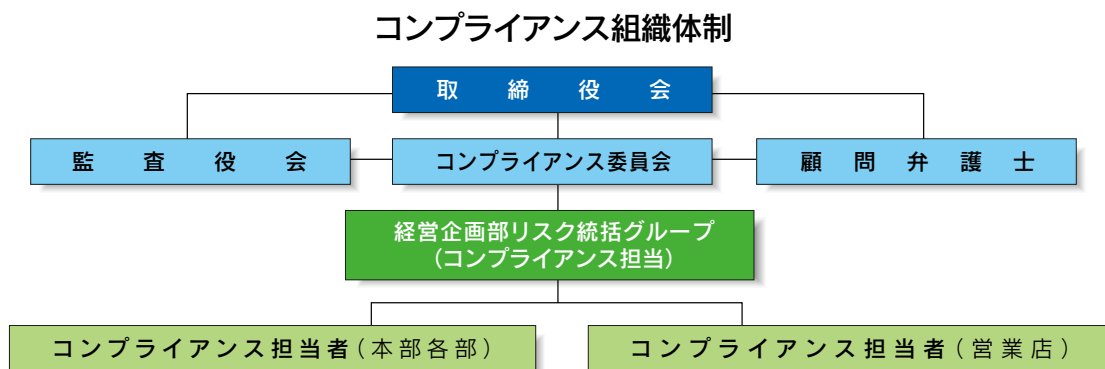
■ コンプライアンス（法令遵守）体制

当行ではリスク管理と共に、コンプライアンスの徹底についてもコーポレート・ガバナンス上の重要な経営課題として取り組んでおり、その日常管理については頭取以下、本部取締役、監査役、執行役員および本部部長により構成される「コンプライアンス委員会」を組織してこれに委託し、コンプライアンス上の課題について毎月、集中的に協議検討しています。

■ コンプライアンスプログラム

コンプライアンス態勢の確立を実現するための具体的実践計画をまとめた「コンプライアンスプログラム」を毎年策定し、規程の整備・内部統制の実施計画・行員の研修計画などを定めています。

このプログラムを実践することにより、コンプライアンスを遵守した業務の遂行を更に充実させております。



■ 個人情報保護への取組み方針（プライバシーポリシー）

私ども（株）南日本銀行（以下、「当行」という。）は、当行のお客様の個人情報ならびに当行の業務上の取引に関連して取得する個人情報について、下記の方針に基づき適正かつ厳格に取扱うことを宣言します。

● 取組方針（要約）

1. 当行は、個人情報保護に関する法令等を遵守します。
2. 当行は、不正な手段での個人情報の取得はいたしません。
3. 当行は、個人情報の利用目的を特定し公表します。
4. 当行は、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を利用することはいたしません。
5. 当行は、業務上の必要性から個人情報を外部委託業者、共同利用者に提供する場合には、適正に取扱いがなされるよう監督・指導します。
6. 当行は、個人情報の安全管理措置に万全を期し、情報漏洩を未然に防止します。万一個人情報が漏洩した場合には、遅滞なくマスコミ等を通じてその事実を公表し、対象となった本人に通知するとともに、改善対応策を策定します。
7. 当行は、正当な理由に基づいて本人またはその代理人から保有個人データの開示、利用目的の通知、訂正、利用停止、及び第三者提供停止等があった場合には、法令等に基づき、遅滞なくこれを行います。
8. 当行は、個人情報の取扱いに関するお客様の苦情・相談窓口を設け、迅速な対応に努めます。
9. 当行は、個人情報保護法の主旨及び行内の関連諸規程等について、従業員の教育を徹底し、個人情報の厳正な取扱いに努めます。
10. 当行は、個人情報保護に関する方針及び取組みを継続的に見直し、万全な態勢整備を図って参ります。

■ 金融商品の販売等に関する勧誘方針

当行は、金融商品の販売にあたり、以下の5項目を遵守し、お客さまに対して金融商品の適正な勧誘を行います。

1. 当行は、お客さまの知識、経験、財産の状況及び取引の目的に照らし、適切な商品の勧誘を行います。
2. 当行は、商品内容やリスク内容など重要な事項を十分にご理解いただき、お客さま自身の判断と責任においてお取引いただけるよう、適切な説明を行います。
3. 当行は、断定的判断を提供したり、事実と異なる情報を提供するなど、お客さまの誤解を招くような勧誘は行いません。
4. 当行は、お客さまにとって不都合な時間帯や、お客さまにご迷惑な場所などでの勧誘は行いません。
5. 当行は適切な勧誘が行えるよう、研修体制の充実や行内ルールの整備などに努めます。

当行の考え方

■ リスク管理体制

金融機関の業務が急速に多様化・複雑化している中、当行では、経営の健全性の維持・向上の観点から、リスク管理を経営の重点課題と位置付け、その高度化に努めています。

このため、当行では、各種リスク管理の方針、管理基準について規定した「リスク管理基準」に基づき運営していることのほか、さまざまなリスクを統合的に管理し、業務の健全性と適切性を維持し安定した収益を確保するための体制整備を行っております。

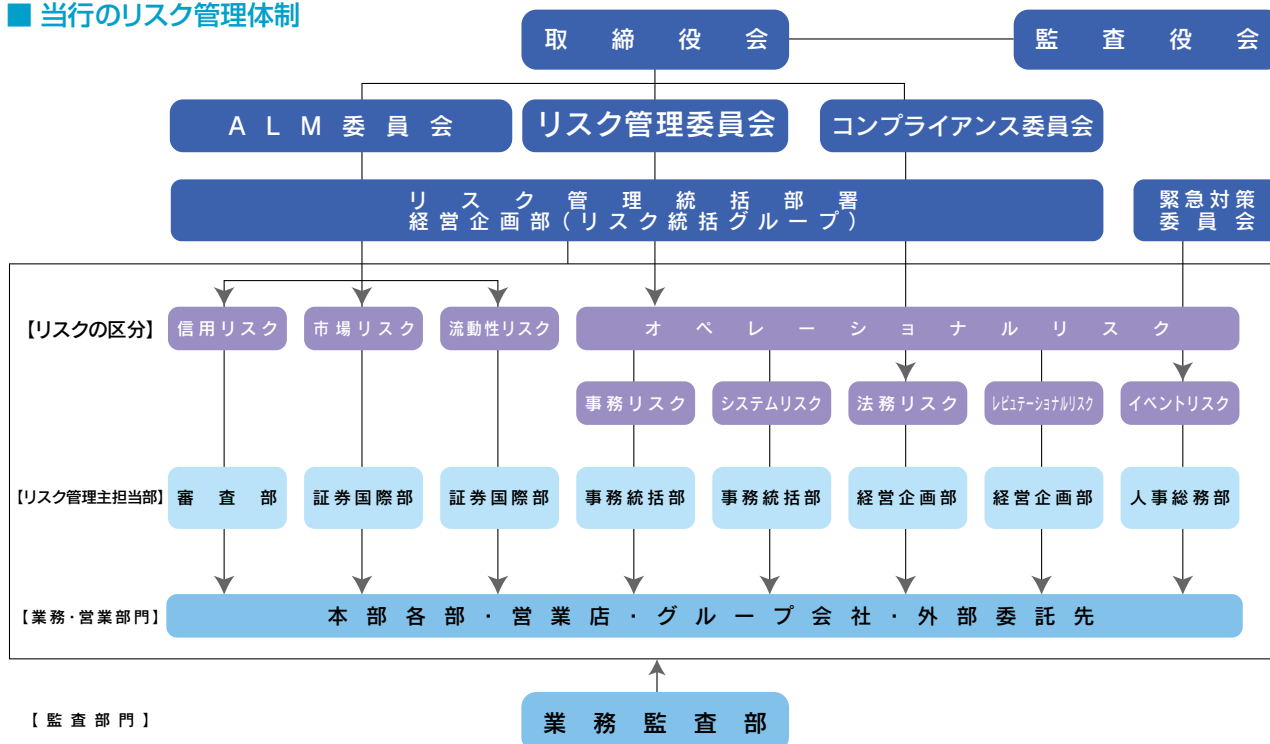
取締役会は、リスクの日常管理を頭取、専務以下、取締役、本部各部長を加えた「ALM委員会」及び「リスク管理委員会」に委託しています。

ALM委員会では当行の資産・負債にかかる計量可能な信用リスク、市場リスク、流動性リスクを対象として、モニタリング・検討を行っています。また、リスク管理委員会では、オペレーショナルリスクを中心とした定性的なリスクを対象にモニタリング・検討を行っており、これらの検討結果を経営方針の決定に反映させています。

管理の対象としているリスク

管理するリスクの種類	概要
信用リスク	お取引先(ご融資先)の財務状況の悪化などにより、資産の価値が減少・消失し、損失を被るリスク
流動性リスク	予期せぬ資金の流失などにより損失を被るリスク
市場リスク	金利・為替・株式等の相場が変動することにより、金融商品の時価が変動し損失を被るリスク
オペレーショナルリスク	
事務リスク	役職員が正確な事務処理を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク
システムリスク	システムの不備・誤作動・不正使用などにより損失を被るリスク
法務リスク	当行および役職員が取引先などとの法律関係や当行の法令等違反により損失を被るリスク
レピュテーションリスク	当行の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること等により損失を被るリスク
イベントリスク	犯罪・自然災害等の偶発的要因から発生した事件・事故等により損失を被るリスク

■ 当行のリスク管理体制



■ 金融円滑化についての基本方針

当行は、「地域の発展に役立つ銀行」「お客様のニーズに応え信頼される銀行」を経営理念としております。

この経営理念に基づき地域金融機関として、これまでも地域への円滑な資金供給やお客様の経営改善・事業の再生など地域密着型金融への取り組みにより、お客様とのリレーションシップを深めることに積極的に取り組んでまいりました。

さらに、平成23年6月に策定した「第二次経営強化計画」においても、定期的なモニタリングによるお客様の抱える課題に対する早期解決などを掲げています。

しかしながら地域経済においては、景気低迷による経済情勢の悪化、それにとまなう雇用環境の悪化と厳しい状況が続いております。

このような状況下、地域金融機関の責務としてお客様からのご相談に、より適切に対応するため「金融円滑化についての当行の基本方針」を定め、金融円滑化に向けた取り組みを一層強化してまいります。

【 基本方針 】

1. お客様からのご相談に対する真摯な対応

- お客様から新規のお借入およびお借入の条件変更等のお申込に関するご相談を受けた場合、ご相談に真摯に対応します。（現況をよくお伺いし、最良の方法を真摯な協議の中で協力して考えます。）
- お客様からのお借入の条件変更等のお申込に関するご相談を受けた場合、ご相談のお申込の内容の記録を適切に行ってまいります。また、条件の変更等が迅速に進むように進捗の管理を徹底してまいります。

2. 適切な審査の実施

- 中小企業者のお客様につきましては、決算書等の数値のみでの形式的、画一的な判断は行いません。中小企業者のお客様の特性（技術力、販売力、経営者資質等）及び事業の状況を十分に考慮したうえで、信用供与およびお借入の条件変更について迅速且つ適切な審査を行います。
- 住宅ローンご利用のお客様につきましては、財産の状況や収入状況等を考慮し、実態面を十分に把握したうえで負担軽減に向け、迅速且つ適切な審査を行います。

3. 中小企業者のお客様への対応

- 中小企業者のお客様から返済に関する負担軽減の申込があった場合、お客様の事業についての改善又は再生の可能性等を十分考慮して、できる限りお借入の条件変更等のご相談に応じてまいります。
- お客様が当行以外の金融機関からお借入をされている場合、お客様の同意を頂いたうえで他の金融機関と緊密に連携を行い、お客様の返済負担の軽減に向けた措置を取るよう努めてまいります。
- お客様の経営改善・再生を目的に経営再建計画を策定する場合、当行から積極的に助言・作成支援を行い、お客様の過度な負担とならないよう努めます。また、経営改善計画の進捗状況を適切に管理するとともに、必要に応じて助言・支援を行い、経営改善・再生にむけて当行のコンサルティング機能を発揮してまいります。
- 事業再生ADR解決事業者や（株）企業再生支援機構等の外部機関と緊密に連携し、様々な再生手法の中から最適なものを活用し、お客様の事業の再生に取り組んでまいります。

4. 住宅ローンのお客様への対応

- お客様の財産の状況や収入の状況を十分に考慮したうえで、生活の上で無理のない返済に向けて、お借入の条件変更等のご相談に応じてまいります。
- お客様が住宅金融支援機構等の他の金融機関からもお借入されている場合は、お客様からの同意を頂いたうえで他の金融機関と緊密に連携を行い、お客様の返済負担の軽減に向けた措置を取るよう努めてまいります。

5. お客様への説明の徹底

- お借入に係る各種の契約を締結する場合、お客様に理解を頂くために、お客様の知識及び経験等を踏まえ丁寧な説明を行います。
- お借入の返済条件の変更にあたり条件を付す場合は、可能な限り早い段階でその内容をお客様に提示し、十分な説明を行います。
- 新規のお借入や条件変更等の申込にお応えできない場合、これまでのお取引並びにお客様の知識及び経験を踏まえ、お断りするに至った理由を可能な限り具体的に説明を行います。

6. お客様からのご意見・ご要望及び苦情への対応

- お客様のご意見・ご要望及び苦情については、内容を記録のうえ適切に対応してまいります。